

初めての債権回収

～ストーリーによる解説～

令和3年10月25日

弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 西川 昇大

本稿では、基本的な債権回収の手続の流れについて、先輩・後輩弁護士による対話形式で解説しております。弁護士事務所における債権回収の流れについて、皆様のご理解の一助となれば幸いです。お気軽にお読みください。なお、甲はパートナー弁護士、乙は若手弁護士（入所当初の1年目）という設定です。

■ ストーリー

甲 昨日、事務所の顧問先の依頼者から、債権回収の案件について新規で依頼があったんだ。乙君、一緒に事件を受任してもらえないかな？

乙 お声かけいただきありがとうございます。債権回収の事案は初めてですが、精一杯頑張ります。

甲 ありがとう。電話で依頼者に確認した話では、簡単にまとめると下記のような事案のようだ。なお、詳細な事案内容については、第1回の打ち合わせで確認することを予定している。

【事案】

X社は、金属製品の製造及び販売を行う会社である。

Y社は、X社の販売先であり、X社とY社は既に30年以上にわたって取引を継続している。

しかし、昨年8月の取引において、X社がY社に対し、自社の金属機器等を総額300万円で販売し、同物品を引き渡したにも拘わらず、Y社からは支払期日において代金の支払いがなされなかった。

その後、X社はY社に何度も支払いの催促をしているが、Y社は支払猶予を求めるばかりであり、未だに全く返済がない。

乙 なるほど。信用していた取引先との間の紛争のようですね。

甲 そうだね。初回打ち合わせの前に、現在判明している情報をもとに、打ち合わせで聴取すべき事項や本件の方針について考えてみようか。

乙 まず、現在までの交渉内容や、取引が行われたことを示す資料を確認する必要がありますね。

- 甲 そうだね。まずは、事案の内容を、依頼者から注意深く聴取することが肝要だね。特に、相手方が代金を支払う意思あるいは能力があるのかによって、今後の対応が異なってくるため要注意だ。
- また、仮に訴訟になった場合を見越して、現在時点で収集できている資料・証拠によって、当方の主張が認容される見通しがあるかという点についても、検討する必要があるね。
- その他に確認すべき点はないかな？
- 乙 そうですね。他には、相手方が何か財産を有しているかを把握しているかという点は確認すべきかと思います。
- 甲 その通りだね。仮に、裁判で勝訴したとしても、相手方が財産を有していない場合には、債権の回収は困難だからね。
- また、依頼者が、売掛債権に対して何か担保を設定してもらっていたのであれば、その担保からの優先的な債権回収が可能となる可能性があるため、重要だね。
- 乙 やはり、財産が判明しているかという点が重要という訳ですね。逆に言うと、財産が判明していない場合には、弁護士事務所に依頼しても、債権回収の見込みは無いということでしょうか。
- 甲 そうではないよ。相談時に財産が分かっていない場合でも、相手方の情報やその他資料等の内容に基づいて、弁護士事務所で財産調査を行うことは可能だし、現にそのような調査によって財産を有することが判明したという事例も、枚挙に暇がないよ。
- また、改正民事執行法の施行によって、情報取得手続の制度が導入されたことから、訴訟等によって債務名義を取得した上で、裁判所を通じた財産調査を行うことができるようになったんだ。財産調査の方法は多様化していると言えるね。
- さらに、そもそも相手方が財産を有するか分からない場合でも、弁護士が交渉に入ることによって、相手方が任意に支払を行うことは相当程度考えられるから、財産が判明していない場合でも、弁護士事務所に相談する価値はあると思うよ。
- 乙 なるほど。財産調査も弁護士の仕事の1つということですね。では、仮に財産が判明している場合にはどのような手続となるのですか。
- 甲 財産といっても様々だから、例えば、相手方が無担保の不動産を所有している場合を考えてみようか。
- 弁護士としては、まず何をすべきだと思う？
- 乙 うーん。訴訟を提起して、裁判に臨むべきですかね。
- 甲 どのようなケースでもそのような対応で良いかな？例えば、いきなり訴訟を提起するとなると完全に相手方との関係は破綻してしまうと思うし、今後の話し合いによる解決が難しくなる恐れがあるように思うよ。
- また、相手方が交渉によって支払う可能性もある事案で、訴訟で解決となると、訴訟をするためにかかった弁護士費用や裁判の手続費用が無駄になる可能性もあるよね。

なので、交渉による解決が無理だという事情が無い限りは、まずは交渉事件として受任することを検討した方が良いね。

乙 確かに、その通りですね。交渉は、どのように進めていくものですか。

甲 まず、一般的には、本件では弁護士が受任したという受任通知書を送付して、窓口を弁護士とするように相手方に連絡する。そして、相手方に対し、ある期限までに請求金額を支払うことを求める催告書を送付する。

催告書においては、依頼者が相手方に対して債権を有しており、その金額が支払われる必要があるということ、法的文書として論理的かつ説得的に記載する必要があるね。ここは、弁護士としての腕の見せ所だよ。

その後は、相手方の連絡があれば、相手方と交渉して、弁済方法について話を詰めていくこととなる。相手方によっては、交渉に応じない場合もあるから、その場合には法的手段に移行することを検討することになる。なお、交渉状況については、依頼者への報告をきちんと行うようにね。

乙 なるほど、勉強になります。但し、交渉が長引けば解決も遅くなるかと思いますが、その間に、相手方が財産を処分するリスクは無いのでしょうか。

甲 良い質問だね。相手方が不動産を持っていることは判明しているが、相手方が近日中に不動産を売却するおそれがある場合には、仮差押えという保全手続を取ることが考えられる。仮差押えの手続を経ることによって、相手方は財産を処分することができなくなるため、依頼者としては安心して訴訟手続を進めることができるという訳だね。

仮差押えをする際に、相手方と事前交渉をすべきかという点は、財産隠匿のおそれの大きさ等の要素に基づき、事案によって異なるため、依頼者と慎重に協議した方が良いね。

乙 なるほど。債権回収の事案では、仮差押え手続をするのが通常なのでしょう。

甲 そうとは限らない。仮差押えの手続は、勝訴判決が得られる前に相手方の権利行使を制限する手続だから、申立人としては、相手が損害を被る場合に備えて、保証金を法務局に供託する必要があるんだ。金額は、事案によって様々だけれども、請求債権額の20%~30%が目安になると考えられている。それ以外にも、依頼者は、裁判所への申立費用、登録免許税、更には弁護士費用を支払う必要がある。かかるデメリットと仮差押え申立を行うメリットを比較した上で、仮差押え申立をすべきかという点を依頼者と協議すべきだね。なお、通常、仮差押えを行う場面では、今にも財産隠匿がされる可能性がある場合が多いから、弁護士としてもスピーディーな対応が求められる。

乙 分かりました。仮差押えの手続を行うべきか否かはケースバイケースということですね。では、任意交渉と仮差押えの手続が終了した後に、次に訴訟手続に移行するということでしょうか。

甲 そうだね。訴訟は、相手方に合理的な反論等がなく、1、2回の期日を経た上で判決を獲得できるケースもあれば、相手方が法的な根拠に基づいて反論し、争点が多岐に渡る場合には、判決が下されるまで1年以上の期間がかかるケースもある。そして、当方に

有利な判決が下された後に、債務名義を獲得し、強制執行に進むこととなる。確認だけでも、債務名義の意味は理解しているよね。

乙 強制執行手続に進む上で、必要となる文書のことですよね。今回のようなケースでは、確定判決がそれに該当しますね。

甲 そうだね。他にも、裁判上の和解調書や執行証書なども債務名義になるとされている。強制執行を行うためには、債務名義の他にも、執行文という債務名義の執行力の現存を公的に証明する文書や、送達証明書という債務名義の正本または謄本があらかじめ相手方に送達されていることを証明する文書を取得する必要がある。これらの書面を合わせて実務上、「三点セット」と言う。

乙 なるほど。それらの文書を取得した後に、裁判所に強制執行の申立を行う訳ですね。不動産の強制競売の場合の手続は、どのような流れで進められるのでしょうか。

甲 まずは、当該不動産を管轄する裁判所に対し、申立書に必要書類を添付した上で提出し、不動産強制競売の申立てを行う。その際には、申立手数料や登録免許税、または執行手続を行うための予納金を納める必要があるね。

予納金は、裁判所が競売手続を進めるための各種費用に充当される費用であり、事前にある程度高額な金額を支払う必要があるが、配当段階では優先的に回収される。

但し、仮に強制競売手続が取り消されることになると、予納金残金しか戻ってこなくなり、費用倒れとなる可能性があるから、強制競売手続を行うことが、依頼者にとって有益であるかということも事前に検討しなければならないね。

乙 どのような手続を行うことが、依頼者にとって利益となるかを常に考えないといけないということですね。

甲 そういうことだ。次に、申立が適正と判断されれば、裁判所によって不動産の差押えがなされ、強制競売の開始決定が出される。

そして、債権調査手続や、不動産の権利関係調査及び価格評価の手続を経て、裁判所が不動産の売却基準価格を決定することになる。なお、競売をしても、申立債権者に配当が見込めない場合などは、原則として、この段階で競売が取り消されてしまうため注意が必要だね。このような取消を無剰余取消と言うのは知っているね。

そして、売却手続については裁判所が指定した方法で行われることになるが、通常は、期間入札の方法で行われている。その後、最高買受申立人が決まると裁判所から売却許可決定が出て、納付された代金について優先順位に従って配当される。

以上が、不動産競売手続の流れの概要だね。

乙 なるほど。一度強制競売手続の流れに乗ると、そのまま配当まで進んでいくということですね。

甲 原則的にはそのイメージで正しいけれど、開始決定が出た後でも、相手方が不動産の任意売却を求めて来る場合がある。その場合には、提示金額等の条件次第では、任意売却に応じた方が依頼者にとって有利な場合もあるため、どちらが良いかを検討した上で、

依頼者と協議すべきだね。

乙 分かりました。今までご説明いただいたのは、相手方が財産として不動産を有する場合の手続ですが、相手方が動産や預貯金等の財産を有する場合は、どのようになるでしょうか。

甲 債務名義の獲得までは同様の流れで、めぼしい動産がある場合には、執行官に対し動産競売の申立てを、債権がある場合には、裁判所に対し債権差押命令の申立てをすることになるね。動産執行の場合は、不動産と同様に配当手続によって債権回収を行い、債権執行の場合は、債権を差押えた上で、銀行等の第三債務者から回収することになる。これらの詳細な手続については、自分でも調べておくように。

乙 承知しました。その他、債権回収の場面において気にかけるべき点はありますか。

甲 当然、様々な点があるけれど、1つの大きな観点が時効だ。既に時効が到来しているかの検討は勿論、もうすぐ時効が到来しそうな場面では、時効の更新や完成猶予のための手続を行うことによって、時効にかからないようにする必要があるため、時効については、常に十分な注意が必要だ。

また、相手方が破産する場合には、原則的には、破産手続での債権回収を行うことになるけれども、破産手続による財産回収は困難な場合が多いから、どのように進めていくかを回収不達成となるリスクと比較した上で、きちんと検討する必要があるね。

乙 分かりました。未だ不勉強な部分も多いので、しっかりと勉強するようにします。

甲 うん、その意気だ。債権回収は、文献に記載されているような知識だけで無く、実際の経験に基づいた実務的な考慮や判断が求められることが多いからね。どんどん多くの案件を取り扱ってもらって、一人前の弁護士になってほしいね。

では、初回の打ち合わせではよろしく。基本的な知識は、事前に頭に入れておくように。

乙 ありがとうございます。しっかりと事前準備した上で、案件に携わるように致します。